

# 関西福祉大学 教育後援会 研修等助成に関する規程

## (目的)

第1条 この規程は、本学学生及び教職員が参加する研修等に対し、その費用の一部を関西福祉大学教育後援会（以下、「本会」という。）の教育振興費より助成することで、自主積極的な研修参加を促し、修学意欲や職務遂行意欲の向上を図る。

## (助成対象となる研修等の内容及び種類)

第2条 本学学生が広い視野と豊かな人間性を育み、社会人、社会福祉・看護・教育・保育等の専門職としての資質を涵養し、また教職員が、職務の遂行に必要な知識、技能の修得、向上を図るための研修等を助成対象とし、下記区分によるものとする。

- (1) 海外研修
- (2) 国内研修

## (助成額の基準)

第3条 各研修等の助成額の基準は、次のとおりとする。

区 分	研修等の種類	助成額の基準
学 生 教職員	海外研修	所要経費の50%の額を基準として助成する。 但し、原則として金額の上限を1件につき15万円とする。
	国内研修	

- 2 教職員について、大学その他の機関等から必要経費・手当等が支給される場合を除く。
- 3 研修等の内容及び所要経費の額等により、前項に定める金額の上限を超えて助成することができることとする。

## (申請手続)

第4条 助成を希望する者は、関西福祉大学教育後援会研修等助成交付申請書（以下、「申請書」という。）（様式第1号）により、学生については学生委員長、学長を経て、教職員については所属長を経て、それぞれ教育後援会長に申請するものとする。

## (審 査)

第5条 助成対象者、助成金額を検討、決定するために審査を行う。

2 審査は、次の人員をもって行う。

- (1) 学 生 学生委員長、大学事務局長、本会事務局長
- (2) 教職員 学部長（教員の場合）、大学事務局長、本会事務局長

## (審査内容及び要領)

第6条 審査は主として次に掲げる内容及び要領等により行う。

- (1) アカデミック・アドバイザー（教職員にあつては所属長）の選考内申（書面による。）
- (2) 申請書
- (3) その他必要と思われる項目

## (助成対象者の決定及び通知)

第7条 教育後援会長は、助成対象者、助成金額が決定した後、結果を決定通知書（様式第2号）により当該申請者に通知するものとする。

(報 告)

第8条 本助成金の交付を受けた者は、助成を受けた研修等終了後、2週間以内に研修成果報告書を提出するものとする。

また、必要に応じて、研修成果についての報告会を実施することとする。

(改 廃)

第9条 この規程の改廃は、本会委員会に出席した委員の過半数の決議によって行う。

附 則

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成26年 4月 1日から改定施行する。